

令和3年度 鳥取県西部地区建設発生土対策協議会資料

別記担当者 様

【資料】

- (1) 関係機関 連絡先一覧表 (令和3年度)
- (2) 鳥取県西部地域の建設発生土受入箇所
- (3) 民間残土受入地 受入状況表
- (4) 建設発生土受入状況について・・・(公財)鳥取県建設技術センター
- (5) 建設発生土量・受入集計資料 (各機関の建設発生土量調査票も添付)

【参考資料】

- (6) 鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領の一部改正について(送付)
・・・前回協議会と変更点はありませんが、周知いただくため添付。
- (7) 鳥取県西部地区建設発生土対策協議会規約

米子県土整備局 計画調査課 地域計画担当 服部 電話 0859-31-9761 e-mail hattorik@pref.tottori.lg.jp

(別記)

鳥取県西部地区建設発生土対策協議会・関係機関

区分	機関名	摘要
1	国土交通省 倉吉河川国道事務所	
2	国土交通省 日野川河川事務所	
3	国土交通省 境港湾・空港整備事務所	
4	国土交通省 出雲河川事務所	
5	国土交通省 松江国道事務所	
6	県土整備部 技術企画課	
7	西部総合事務所 生活環境局	
8	西部総合事務所 農林局	
9	西部総合事務所 米子県土整備局	
10	西部総合事務所 日野振興局	
11	西部総合事務所 日野県土整備局	
12	企業局 西部事務所	
13	米子市	
14	境港市	
15	南部町	
16	伯耆町	
17	日吉津村	
18	大山町	
19	日南町	
20	日野町	
21	江府町	
22	西日本高速道路(株) 中国支社 米子高速道路事務所	
23	境港管理組合	
24	一般社団法人 鳥取県西部建設業協会	
25	一般社団法人 鳥取県日野建設業協会	
26	公益財団法人 鳥取県建設技術センター	

【資料(3)】

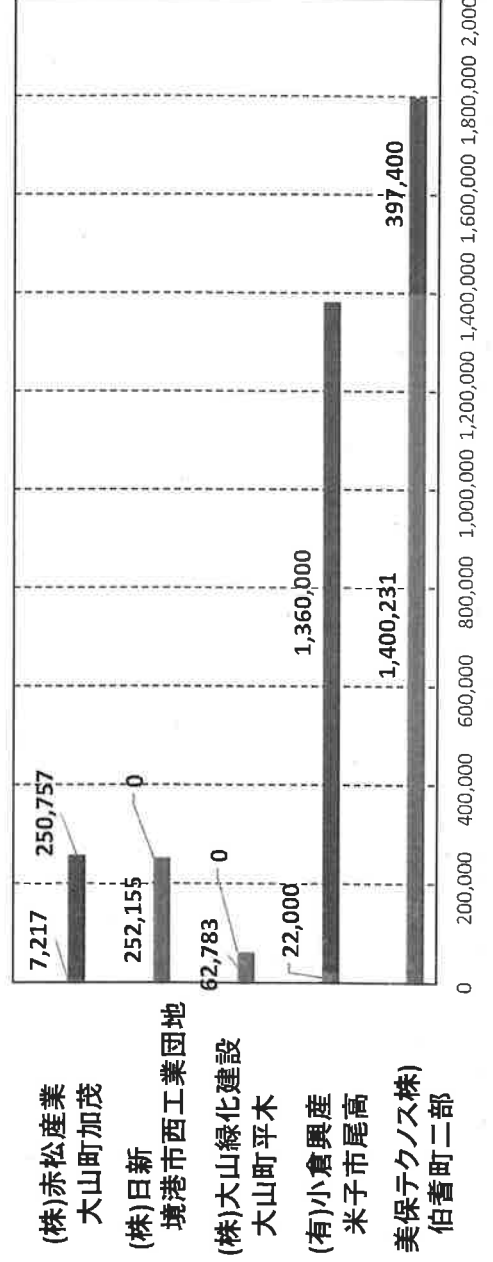
民間残土処分地 受入状況表

R4年3月

事業所名	開業	計画受入量(m3) A	既搬入量(m3) B	受入可能量(m3) A-B	受入率(%) B/A	備考
伯耆町二部 美保テクノス(株)	H20.12~	1,797,631	1,400,231	397,400	78	R3年12月末集計
米子市尾高 (有)小倉興産	R3.7~	1,382,000	22,000	1,360,000	1.6	R3.7.1開設 (12月末集計)
大山町平木 (株)大山緑化建設	R1.9~	62,783	62,783	0	100	受入終了
境港市西工業団地 (株)日新	R1.11~	252,155	252,155	0	100.00	受入終了
大山町加茂 (株)赤松産業	R3.9~	257,974	7,217	250,757	2.8	R3.9.14開設 (12月末集計)
合計			1,744,386	2,008,157		

受入可能(m3)

搬入済(m3)



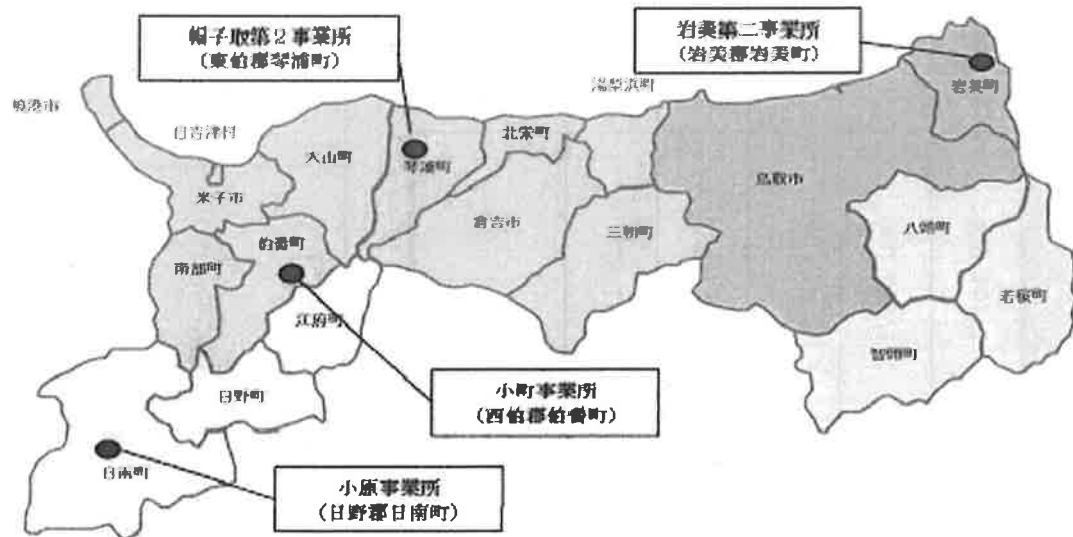
(m3)

1 概要

公共工事の建設発生土の処理については、鳥取県と建設技術センターが協働で業務を行っており、大型事業の動向や残土発生状況を勘案しながら、計画的な新規事業所の開設を進め、安定的な受入地の確保により公共工事の推進に寄与していきます。

- 東部地区
 - ・美成候補地（鳥取市用瀬町）について、令和4年度中の開所を目指し準備を進めていましたが、最終的に地元合意が得られず開所を断念しました。
 - ・岩美第2事業所については、令和4年度から県が岩美町内で実施する岩美道路事業以外の公共事業からの受入も開始します。
- 中部地区
 - ・帽子取第2事業所（琴浦町）を令和元年に開所し受入を開始しています。
- 西部地区
 - ・西部地区では、令和3年10月から小町事業所（伯耆町）を開所し、受入を開始しています。また、日野管内においては令和2年から小原事業所を開所し、鍵掛道路事業トンネル工事の建設発生土を本格的に受入しています。

2 事業所位置



3 稼働している事業所の受入土量

R4. 1 月末時点

事業所名	所在地	全体受入土量 (m3)	受入土量 (m3)	進捗率 (%)	備考
岩美第2	岩美町宇治	250,000	164,000	65	
帽子取第2	琴浦町八橋	455,000	166,000	36	
小町	伯耆町小町	900,000	17,000	2	
小原	日南町小原	210,000	31,000	14	鍵掛峠道路専用
計		1,815,000	378,000		

令和4年度【西部管内】建設発生土量・受入可能量集計表

【資料(5)】

●西部総合事務所(日野振興センター除く管内)

機関名	建設発生土(土量、発生時期)					不足土(土量、発生時期)								
	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	計	R5想定	R6想定	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	計	R5想定	R6想定
米子県土整備局	16,360	7,040	22,000	5,200	50,600	-	-	800	100	2,200	1,300	4,400	-	40,000
道路都市課	5,760	2,940	1,700	800	11,200	-	-	-	100	1,300	1,300	2,700	-	-
河川砂防課	4,100	4,100	2,300	2,400	12,900	-	-	800	-	900	-	1,700	-	-
維持管理課	6,500	-	18,000	2,000	26,500	-	-	-	-	-	-	-	-	40,000
農林局	-	30	4,900	3,430	8,360	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活環境局	400	650	-	-	1,050	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	16,760	7,720	26,900	8,630	60,010	-	-	800	100	2,200	1,300	4,400	-	40,000
差引	15,960	7,620	24,700	7,330	55,610	-	-40,000	-	-	-	-	-	-	-

(単位:m3)

●企業局西部事務所

機関名	建設発生土(土量、発生時期)					不足土(土量、発生時期)								
	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	計	R5想定	R6想定	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	計	R5想定	R6想定
企業局西部事務所	-	1,000	-	-	1,000	800	800	-	-	-	-	-	-	-
計	-	1,000	-	-	1,000	800	800	-	-	-	-	-	-	-
差引	-	1,000	-	-	1,000	800	800	-	-	-	-	-	-	-

(単位:m3)

●日野振興センター管内

機関名	建設発生土(土量、発生時期)					不足土(土量、発生時期)								
	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	計	R5想定	R6想定	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	計	R5想定	R6想定
日野県土整備局	20,300	5,620	6,100	1,600	33,620	-	-	2,100	-	1,200	300	3,600	-	-
計画調査室	230	120	-	-	350	-	-	-	-	-	-	-	-	-
道路整備課	-	1,300	1,300	-	2,600	-	-	-	-	-	-	-	-	-
河川砂防課	13,770	3,500	4,100	1,600	22,970	-	-	2,100	-	1,200	300	3,600	-	-
維持管理課	6,300	700	700	-	7,700	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日野振興局	-	601	-	-	601	1,800	1,800	-	2,200	-	-	2,200	1,800	1,800
計	20,300	6,221	6,100	1,600	34,221	1,800	1,800	2,100	2,200	1,200	300	5,800	1,800	1,800
差引	18,200	4,021	4,900	1,300	28,421	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(単位:m3)

●県関係機関

機関名	建設発生土(土量、発生時期)					不足土(土量、発生時期)								
	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	計	R5想定	R6想定	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	計	R5想定	R6想定
境港管理組合	4,000	3,000	3,000	5,000	15,000	15,000	15,000	-	-	-	-	-	-	-
計	4,000	3,000	3,000	5,000	15,000	15,000	15,000	-	-	-	-	-	-	-
差引	4,000	3,000	3,000	5,000	15,000	15,000	15,000	-	-	-	-	-	-	-

(単位:m3)

令和4年度【西部管内】建設発生土量・受入可能量集計表

●市町村

機関名	建設発生土(土量、発生時期)					不足土(土量、発生時期)								
	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	計	R5想定	R6想定	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	計	R5想定	R6想定
米子市	1,000	3,260	2,800	2,400	9,460	-	-	1,750	1,750	1,750	1,750	7,000	-	60,000
境港市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日吉津村	350	-	-	-	350	350	-	-	100	-	-	100	100	-
大山町	2,000	-	600	600	3,200	3,200	-	2,800	-	-	-	2,800	2,800	1,000
南部町	5,090	300	-	100	5,490	150	100	40	130	-	-	170	110	80
伯耆町	190	200	270	-	660	-	-	420	-	-	-	420	-	-
日南町	-	1,593	815	721	3,129	150	-	-	470	-	-	470	-	-
日野町	60	-	-	-	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-
江府町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	8,690	5,353	4,485	3,821	22,349	3,850	100	5,010	2,450	1,750	1,750	10,960	3,010	61,080
差引	3,680	2,903	2,735	2,071	11,389	840	-60,980	-	-	-	-	-	-	-

(単位:m3)

●国土交通省

機関名	建設発生土(土量、発生時期)					不足土(土量、発生時期)								
	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	計	R5想定	R6想定	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	計	R5想定	R6想定
日野川河川事務所	-	-	5,000	-	5,000	3,000	-	-	-	-	-	-	-	-
境港湾・空港整備事務所	1,000	1,000	1,000	-	3,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-
倉吉河川国道事務所	-	-	-	-	-	-	-	-	10,000	10,000	-	20,000	50,000	50,000
松江国道事務所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
出雲河川事務所	-	320	590	1,800	2,710	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	1,000	1,320	6,590	1,800	10,710	3,000	-	-	10,000	10,000	-	20,000	50,000	50,000
差引	1,000	-8,680	-3,410	1,800	-9,290	-47,000	-50,000	-	10,000	10,000	-	20,000	50,000	50,000

(単位:m3)

●民間

機関名	建設発生土(土量、発生時期)					不足土(土量、発生時期)								
	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	計	R5想定	R6想定	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	計	R5想定	R6想定
西日本高速道路(株)	400	14,700	23,300	46,900	85,300	128,800	82,400	-	-	-	-	-	-	-
計	400	14,700	23,300	46,900	85,300	128,800	82,400	-	-	-	-	-	-	-
差引	400	14,700	23,300	46,900	85,300	128,800	82,400	-	-	-	-	-	-	-

(単位:m3)

<土量収支結果>

	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	計	R5想定	R6想定
計	51,150	39,314	70,375	67,751	228,590	153,250	98,300
差引	43,240	24,564	55,225	64,401	187,430	98,440	-52,780

(単位:m3)

令和4年度【西部管内】建設発生土量の行き先

●西部総合事務所(日野振興センター除く)管内

(単位:m3)

機関名		建設発生土(土量、発生時期)						
		4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	計	R5想定	R6想定
米子県土整備局		16,360	7,040	22,000	5,200	50,600	-	-
	道路都市課	5,760	2,940	1,700	800	11,200	-	-
	河川砂防課	4,100	4,100	2,300	2,400	12,900	-	-
	維持管理課	6,500	-	18,000	2,000	26,500	-	-
農林局		-	30	4,900	3,430	8,360	-	-
生活環境局		400	650	-	-	1,050	-	-
計		16,760	7,720	26,900	8,630	60,010	-	-
処分先 内訳	センター	2,600	3,800	3,000	4,000	13,400	-	-
	民間	14,160	3,920	23,900	4,630	46,610	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-

●企業局西部事務所

(単位:m3)

機関名		建設発生土(土量、発生時期)						
		4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	計	R5想定	R6想定
企業局西部事務所		-	1,000	-	-	1,000	800	800
計		-	1,000	-	-	1,000	800	800
処分先 内訳	センター	-	1,000	-	-	1,000	800	800
	民間	-	-	-	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-

●日野振興センター管内

(単位:m3)

機関名		建設発生土(土量、発生時期)						
		4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	計	R5想定	R6想定
日野県土整備局		20,300	5,620	6,100	1,600	33,620	-	-
	計画調査室	230	120	-	-	350	-	-
	道路整備課	-	1,300	1,300	-	2,600	-	-
	河川砂防課	13,770	3,500	4,100	1,600	22,970	-	-
	維持管理課	6,300	700	700	-	7,700	-	-
日野振興局		-	601	-	-	601	1,800	-
計		20,300	6,221	6,100	1,600	34,221	1,800	-
処分先 内訳	センター	-	-	-	-	-	-	-
	民間	20,300	6,221	6,100	1,600	34,221	1,800	-
	その他	-	-	-	-	-	-	-

●県関係機関

(単位:m3)

機関名		建設発生土(土量、発生時期)						
		4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	計	R5想定	R6想定
境港管理組合		4,000	3,000	3,000	5,000	15,000	15,000	15,000
計		4,000	3,000	3,000	5,000	15,000	15,000	15,000
処分先 内訳	センター	-	-	-	-	-	-	-
	民間	-	-	-	-	-	-	-
	その他	4,000	3,000	3,000	5,000	15,000	15,000	15,000

令和4年度以降の建設発生土量 調査票【西部管内】

機関名:

整理番号	予算区分	課名	工事名	工事場所	建設発生土(土量、発生時期)						不足土(土量、発生時期)														
					処分先	土質区分	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	計	備考	R5想定	R6想定	土質区分	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	計	備考	R5想定	R6想定		
10	明許	建設課	町道西町線道路災害復旧工事(3年災害第237号)	南高町西町	センター	A	940	50						990											
1	現年	地域整備課	伯耆地区農業排水機能強化工事(6工区)	伯耆町須村	民間	A	200						200												
2	現年	地域整備課	町道榎雨原大坂線改良(5工区)工事	伯耆町榎雨原	民間	A		100					100												
3	明許	地域整備課	防災車庫設置に伴う造成工事	伯耆町岸本	センター	A	190						190												420
4	現年	地域整備課	町道吉長道線改良工事	伯耆町遠藤	センター	A		100					100												
5	現年	地域整備課	伯耆町水道施設改良工事(備後1工区)	伯耆町大畷	センター	A		40					40												
6	現年	地域整備課	伯耆町水道施設改良工事(溝口1工区)	伯耆町溝口	センター	A		30					30												
1	明許	建設課	町道生山印賀線道路改良工事(5工区)(交付金)	日南町印賀	民間	A,D	461						461												
2	現年	建設課	町道生山印賀線道路改良工事(6工区)(交付金)	日南町印賀	民間	A		250					250												
3	明許	建設課	福乃茶地区急傾斜地崩壊対策工事	日南町福乃茶	民間	A		532					532												
4	明許	建設課	町道大菅阿部屋線道路改良工事(7工区)	日南町阿部屋	その他	A,B	450						450												450
5	明許	建設課	町道清線道路災害復旧工事	日南町萩原	その他	B,C,D			721				721												
6	明許	建設課	町道生山印賀線道路災害復旧工事	日南町生山・印賀	その他	A,B		20					20												20
7	明許	建設課	町道三国山線外道路災害復旧工事	日南町豊栄・丸山	その他	A,B		130					130												
8	明許	建設課	林道大林線災害復旧工事	日南町三栄・丸山	その他	A,C		61					61												
9	明許	建設課	林道神戸中野線災害復旧工事	日南町神福	その他	A,C		64					64												
10	現年	建設課	町道藤福線対面対策工事	日南町石見	民間	A									150										
11	明許	建設課	福袋地区耕地区災害復旧工事	日南町福袋	民間	A		50					50												
12	現年	建設課	普通河川二反田川河床掘削工事	日南町花口	民間	A		390					390												
1	現年	建設水道課	新西前線復旧工事(中管地区)	日野町中管	民間	B	15						15												
2	現年	建設水道課	新西前線復旧工事(三谷地区)	日野町三谷	民間	B	45						45												
1		工事課	令和3年度日野川岸本地区外河道整備工事	伯耆町金鹿	センター	A		5,000	5,000				5,000												3,000

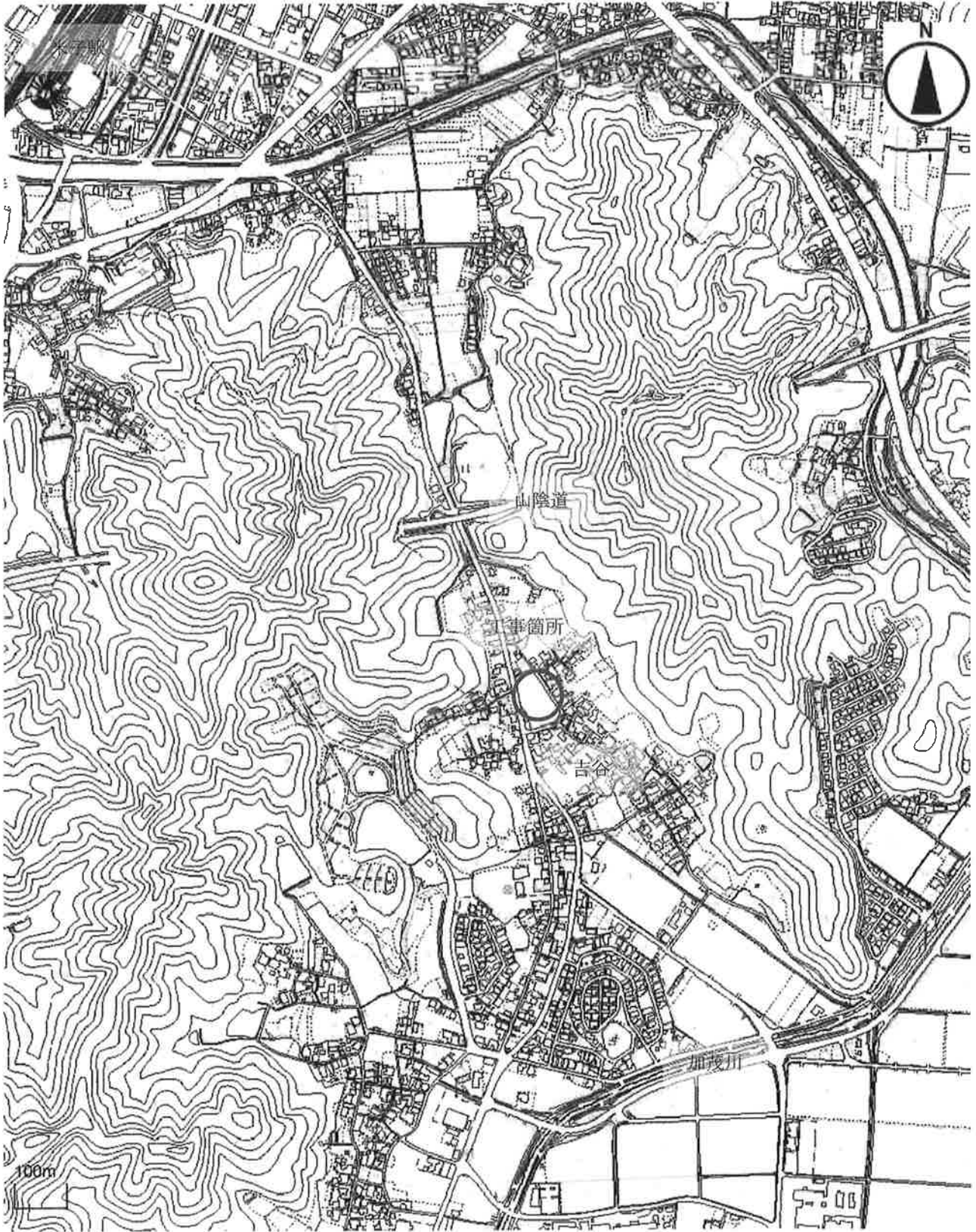
(単位: m³)

令和4年度以降の建設発生土量 調査票【西部管内】 機関名:

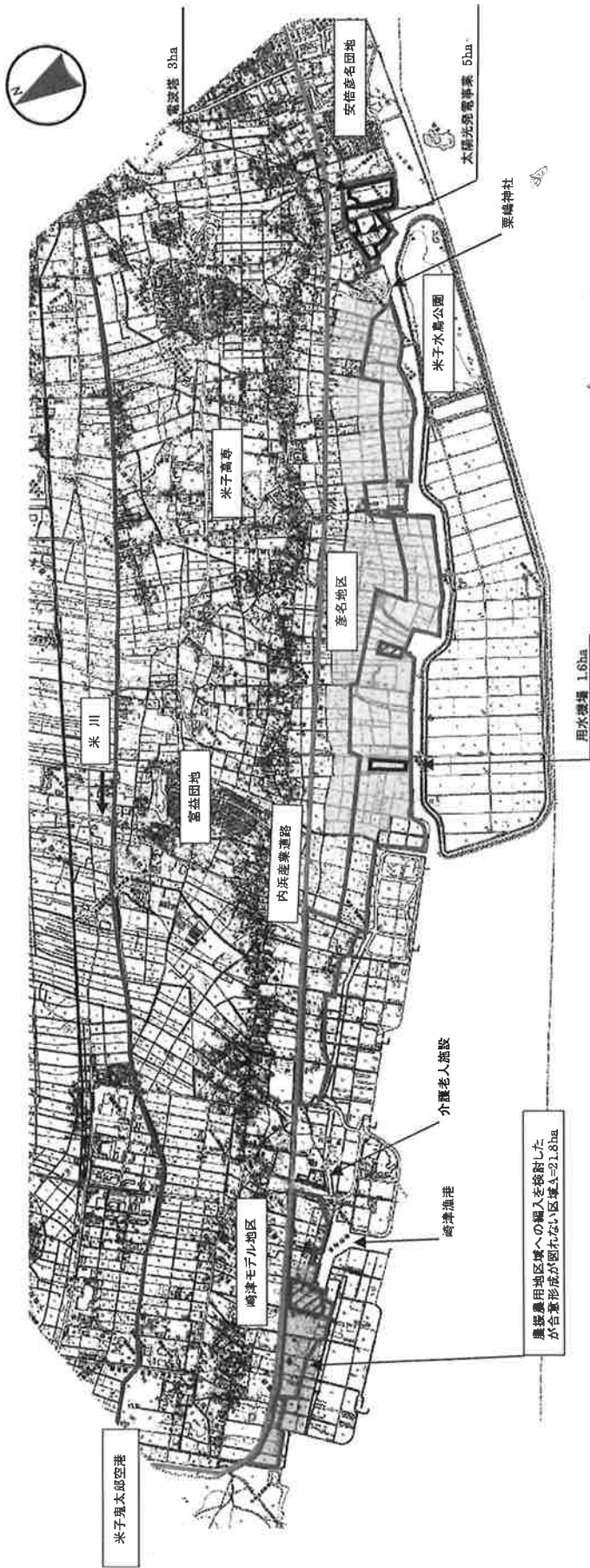
整理 番号	予算 区分	課名	工事名	工事場所	建設発生土(土量、発生時期)										不足土(土量、発生時期)																			
					処分先	土質 区分	4~ 6月	7~ 9月	10~ 12月	1~ 3月	計	備考	R5 想定	R6 想定	土質 区分	4~ 6月	7~ 9月	10~ 12月	1~ 3月	計	備考	R5 想定	R6 想定											
																								R5 想定	R6 想定									
1	現年	保全課	美保飛行場工フロン改良工事	鳥取県境港市(美保飛行場内)	その他	A	1,000	1,000	1,000	3,000					20,000																			
1		工務第2課	令和4年度北条道路整備工事	北条町はわい長浜~等浦町眼下																														
			該当なし																															
1	現年	管理第1課	令和3年度赤道海外維持工事	松江市西浜佐陀町	その他	A		320		320																								
2	明許	工務課	令和3年度大権川旧上追子排水機場整備外工事	松江市向島町	その他	A		300	1,800	2,100																								
3	明許	工務課	令和3年度大権川中流地区外用地管理工事	松江市朝酌町	その他	B		290		290																								
1		伯耆工事区	米子自動車道 谷川トンネル他1トンネル工事	西伯郡伯耆町金屋谷~谷川	センター	A~E	400	14,700	22,800	31,100	69,000																							
2		伯耆工事区	未契約工事	西伯郡伯耆町谷川~江府町佐川	センター	A~E		500	15,800	16,300																								
総計							51,150	39,314	70,375	67,751	228,590				153,250	98,300							7,910	14,750	15,150	3,350	41,160				54,810	151,060		
差引							43,240	24,564	55,225	64,401	187,430				98,440	-52,780																		

センター	8,280	19,550	31,470	50,900	110,200	132,800	83,200
民間	37,870	14,844	34,190	9,830	96,234	5,650	100
その他	5,000	4,920	4,715	7,521	22,156	15,000	15,000
計	51,150	39,314	70,375	67,751	228,590	153,250	98,300

位置図



中海沿岸農地排水不良区域平面図



凡 例	
	農振農用地区域
	排水不良区域 A=104ha (標高90cm以下)
	崎津モデル地区 A=3.3ha
	彦名地区 A=0.7ha

第201900282850号
令和2年3月18日

境港管理組合事務局長
各市町村建設担当部(課)長
鳥取県東部広域行政管理組合事務局長
鳥取県西部広域行政管理組合事務局長
公益財団法人鳥取県環境管理事業センター理事長
公益財団法人鳥取県建設技術センター代表理事

} 様

鳥取県県土整備部長
(公印省略)

鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領の一部改正について(送付)

このことについて、鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領(平成14年6月25日付管第675号当職通知)を別添のとおり一部改正し、令和2年4月1日から適用することとしたので参考送付します。

(担当 技術企画課 技術調査担当 中本 電話 0857-26-7808)

鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領 【抜粋】

令和2年3月18日付 第201900282850号

1 目的

「資源の有効な利用の促進に関する法律」（リサイクル法）及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）により、建設工事に伴って副次的に発生する土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材などの建設副産物については、その発生の抑制、再使用、再資源化等を行い、資源の有効な利用に努めなければならない。

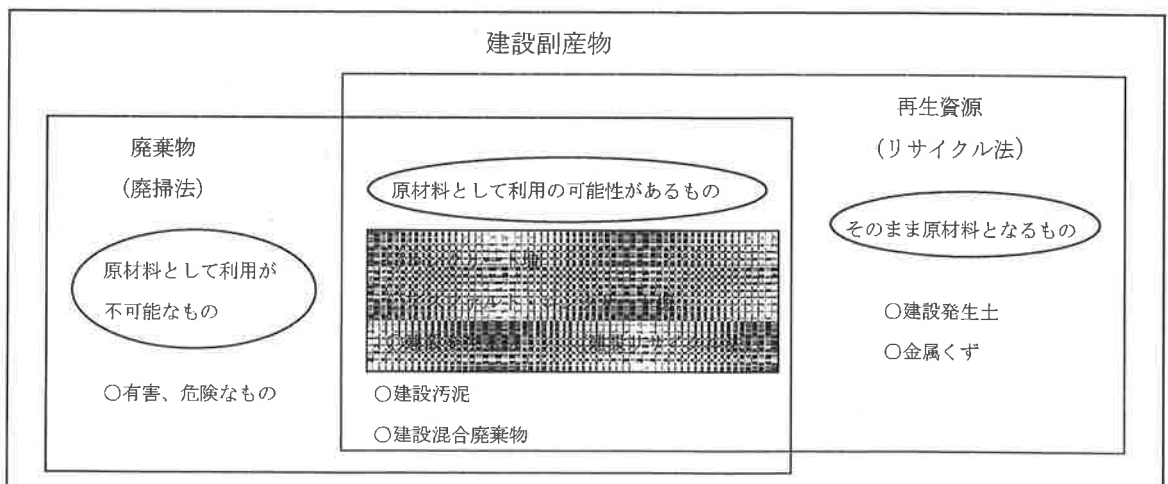
このため、公共工事に伴って発生する建設副産物の再使用、再資源化施設への搬出と再生資源の利用の促進などを図る目的で「鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領」を定める。

2 定義

用語の定義は次による。

- ・建設副産物：建設工事に伴って副次的に得られるものをいう。
- ・再生資源：建設副産物のうち有用なものであって原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。
- ・再生資材：再生資源のうちそのままでは原材料として利用できないものを再生処理等を行って使用可能にしたものをいう。
- ・再資源化：建設副産物を建設工事等の資材又は材料として利用できるようにする行為をいう。
- ・指定副産物：建設副産物であって、その全部又は一部を再生資源として利用することを促進することが特に必要なものをいう。建設業については、土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材を指定副産物として定めている。
- ・建設廃棄物：建設副産物のうち「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃掃法）に規定する廃棄物に該当するものをいう。
- ・特定建設資材廃棄物：特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材）が廃棄物となったものをいう。
- ・土質改良プラント：建設発生土の再資源化を行うための施設をいう。工事現場から搬出される建設発生土を受入れ、改良・販売する事業を行うもの。
- ・再資源化施設：建設資材廃棄物の再資源化を行うための施設をいう。工事現場から搬出される建設廃棄物を受け入れることができるのは、廃掃法の規定による中間処理業の許可を有しているものに限られる。

建設副産物と再生資源、廃棄物との関係



3 建設副産物の利用（再資源化）の促進

建設副産物の利用及び再生資材としての利用促進を図ることについては、以下のとおりとする。

(1) 対象副産物及び対象工事

本実施要領は、土砂、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の指定副産物を対象とし、県土整備部（各総合事務所県土整備局を含む。）が発注する全ての公共工事を対象とするものとする。

(2) 土砂

ア 当該工事現場内の盛土等に利用する。

イ アにより利用できない建設発生土については、当該工事現場から 50km の範囲内に建設発生土を利用することができる他の公共工事があり、受入れ時期、土質等の調整が可能な場合は、その現場又は発注者が指定する仮置き（保管）場へ搬出し利用する。

ウ ア又はイにより利用できない建設発生土については、当該工事現場から 50km 以内にある公益財団法人鳥取県建設技術センターの事業所又は受入れ可能な地方公共団体等が運営する残土処分場（以下「事業所等」という。）、民間受入地（民間残土受入地の登録申請及び審査要領（平成 17 年 3 月 30 日第 200400026086 号県土整備部部長通知）2 の規定により登録した民間受入地をいう。）及び土質改良プラントの中で運搬費及び処分費に要するコストが最も安価となる所へ搬出する。

ただし、大規模事業で専用の事業所等を設置する場合、又は建設発生土対策協議会において搬出先の調整を行った場合には、前記によらず搬出先を指定することができる。

なお、地方公共団体等が運営する残土処分場とは、地方公共団体又は地方公共団体が委託した土地開発公社が運営する残土処分場をいい、地方公共団体等が運営する残土処分場への処分費については技術企画課と協議の上、決定する。

エ 用地交渉条件により、当該工事に隣接する土地へ建設発生土の搬出を行うもので、搬出先の土地における使用目的の変更を伴わない軽易なものについては、ア、イ又はウによらず各総合事務所長、西部県土整備局日野振興センター長及び各県土整備事務所長が判断し搬出を行うこととする。

オ ア、イ、ウ又はエによりがたい場合は、その建設工事の監督業務を所管する各機関（以下「工事監督機関」という。）において、本庁の担当課と協議して、その処分方法を決定する。

カ ア、イ又はエにより利用できない建設発生土について、これを譲り受けたいとの第三者からの申し入れがあったときは、下記により一般競争入札を行い売却する。（別紙 1 参照）

(ア) 予定価格は、建設発生土の掘削費相当額以上とする。ただし、当該額での売却が困難と予想される場合、工事監督機関は、本庁の担当課と協議して、当該額未満の予定価格を定めることができる。

(イ) 建設発生土は、当該工事現場で引き渡す。ただし、当該工事現場での引き渡しに困難と予想される場合、工事監督機関は、本庁の担当課と協議して、引き渡し場所を決めることができる。

(ウ) 工事の請負者に対しては、譲渡する建設発生土の運搬及び投棄料に係る経費を減額し、変更契約する。

(エ) 国庫補助事業等にあつては、補助対象経費から運搬及び投棄料等に係る経費並びに売却収入を減額し、変更申請する。

附 則

この実施要領は、平成14年6月25日から施行し、平成14年7月1日から適用するものとする。

附 則

この改正は、平成15年3月10日から施行する。

附 則

この改正は、平成17年7月21日から施行する。

附 則

この改正は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年1月11日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年2月28日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年1月20日から施行し、同年4月1日以降起工する工事から適用する。

附 則

この改正は、平成22年3月31日から施行し、同年4月1日以降起工する工事から適用する。

附 則

この改正は、平成22年9月13日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年3月18日から施行し、同年4月1日から適用するものとする。

改正後

改正前

<p>3 建設副産物の利用（再資源化）の促進</p> <p>(2) 土砂</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ ア又はイにより利用できない建設発生土については、当該工事現場から5000km以内にある財団法人鳥取県建設技術センターの事業所又は受入れ可能な地方公共団体等が運営する残土処分場（以下「事業所等」という。）<u>民間受入地（民間残土受入地の登録申請及び審査要領（平成17年3月30日第200400026086号県土整備部部長通知）2の規定により登録した県内の民間受入地をいう。）及び土質改良プラントがある場合は、これらの中で運搬費及び処分費に要するコストが最も安価となる所へ搬出する。</u></p> <p>ただし、大規模事業で専用の事業所等を設置する場合、又は建設発生土対策協議会において搬出先の調整を行った場合には、前記によらず搬出先を指定することができる。</p> <p>なお、地方公共団体等が運営する残土処分場とは、地方公共団体又は地方公共団体が委託した土地開発公社が運営する残土処分場をいい、地方公共団体等が運営する残土処分場への処分費については技術企画課と協議の上、決定する。</p> <p>エ <u>ウに該当する事業所等がない場合又は、発注者がやむを得ないと認められた場合は、当該工事現場から50km以内にある事業所等と民間受入地（公共工事建設発生土の民間受入地の登録申請及び審査要領（平成17年3月30日第200400026086号県土整備部部長通知）2の規定により登録した民間受入地をいう。）の中で運搬費及び処分費に要するコストが最も安価となる所に搬出する。</u></p>	<p>3 建設副産物の利用（再資源化）の促進</p> <p>(2) 土砂</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ ア又はイにより利用できない建設発生土については、当該工事現場から20km以内に財団法人鳥取県建設技術センターの事業所又は受入れ可能な地方公共団体等が運営する残土処分場（以下「事業所等」という。）がある場合は、これらの中で運搬費及び処分費に要するコストが最も安価となる所へ搬出する。</p> <p>なお、地方公共団体等が運営する残土処分場とは、地方公共団体又は地方公共団体が委託した土地開発公社が運営する残土処分場をいい、地方公共団体等が運営する残土処分場への処分費については技術企画課と協議の上、決定する。</p> <p>エ ウに該当する事業所等がない場合又は、発注者がやむを得ないと認められた場合は、当該工事現場から50km以内にある事業所等と民間受入地（公共工事建設発生土の民間受入地の登録申請及び審査要領（平成17年3月30日第200400026086号県土整備部部長通知）2の規定により登録した民間受入地をいう。）の中で運搬費及び処分費に要するコストが最も安価となる所に搬出する。</p>
--	--

鳥取県西部地区建設発生土対策協議会規約

（目的）

第一条 鳥取県西部地区建設発生土対策協議会（以下「協議会」という。）は、関係機関の緊密な連携のもとに、公共工事で発生する建設発生土を安全かつ計画的に利用及び処理し、公共工事の円滑な執行を図ることを目的とする。

（協議）

第二条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- （1） 建設発生土の需要と供給について。
- （2） 建設発生土の処理に適する土地の調査選定及び確保について。
- （3） 建設発生土のストックヤードについて。
- （4） その他、建設発生土の対策上必要と認められる事項について。

（構成）

第三条 協議会は、鳥取県西部総合事務所管内で公共事業を実施している別記機関で構成する。

（組織）

第四条 協議会は、別記に掲げる機関の長又はその指名する者をもって組織する。

（会長）

第五条 協議会には会長を置き、鳥取県西部総合事務所米子県土整備局長が務めるものとする。

（協議会の開催）

第六条 協議会は、年1回会長が招集する。ただし、協議会構成機関から開催の要請があり、必要と認められた時は臨時に会長が招集することができるものとする。

（事務局）

第七条 協議会の事務局は、鳥取県西部総合事務所米子県土整備局計画調査課に置くものとする。

（その他）

第八条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年6月8日から施行する。

この要綱は、平成29年6月29日に改正する。